

大阪市小型コンポスト実証実験実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民による小型コンポストの利用が、家庭から出る生ごみの減量に効果的かを検証するための実証実験（以下「実証実験」という。）の実施手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「モニター」とは、前条で規定する実証実験の実施において本市が貸与する小型コンポストを利用することにより、家庭から出る生ごみの自家処理の促進及びごみ減量を図る機会作りへの参加、並びに本市が実施するアンケート及び実証実験結果報告書の提出に協力する者をいう。

(実施方法)

第3条 実証実験は、本市が無償で貸与する小型コンポストのモニター参加（以下「モニター参加」という。）を希望する者を募集して実施するものとする。

(モニター参加対象者)

第4条 モニター参加の対象となる者は、本市内に住所を有している18歳以上の者とし、1世帯につき1名までとする。

(期間)

第5条 モニター参加期間は令和5年12月1日から令和6年11月30日までの期間のうち、モニター参加する者が小型コンポストを貸与された日から第11条第1項に規定する大阪市小型コンポストモニター参加報告書を提出するまでの期間とする。

(無償貸与する数量)

第6条 無償で貸与する小型コンポストの上限は80個とし、モニター1名あたりの貸与数は1個とする。

(申込み)

第7条 モニター参加を希望する者は、市長に対し、大阪市小型コンポスト実証実験モニター参加申込書（第1号様式）に、市内に住所を有することが確認できる書類等の写しを添付して提出するものとする。

(決定の通知)

- 第8条 市長は、前条の規定による申込があったときは、その内容を審査の上、モニター参加の可否を決定し、その旨を大阪市小型コンポスト実証実験モニター参加可否決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。
- 2 市長は、モニター参加が決定した申込者（以下「モニター決定者」という。）に、小型コンポストを無償で貸与するものとする。
- 3 小型コンポストの貸与を受けたモニター決定者は、大阪市小型コンポスト受領書兼誓約書（借受時）（第3号様式）を市長に提出するものとする。

(申込みの変更)

- 第9条 モニター決定者は、申込内容に変更が生じたときは、速やかに大阪市小型コンポスト実証実験モニター参加申込変更届出書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

(実地調査)

- 第10条 市長は、実証実験が適切に行われるよう、必要な限度において、本市職員に実地調査をさせることができる。

(モニター参加報告)

- 第11条 モニター決定者は、第8条第2項の規定による貸与を受けた日以降6か月を経過した日から2か月以内に、大阪市小型コンポストモニター参加報告書（第5号様式）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項で報告のあった結果を取りまとめるものとする。

(遵守事項)

- 第12条 モニター決定者は、本市から貸与された小型コンポスト（以下「貸与コンポスト」という。）の使用にあたり、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 家庭から排出される生ごみの減量及びたい肥化を目的とし、その目的の範囲内で適切に使用し、かつ管理すること。
- (2) 貸与コンポストの使用状況等について、本市が実施するアンケートに協力すること。
- (3) 貸与コンポストを第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(貸与コンポストの返還等)

- 第13条 モニター決定者は、第11条第1項の規定による報告の際に貸与コンポストを市長に返還するものとする。
- 2 市長は、モニター決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、貸与コンポストを返還させるものとする。

- (1) 不正な手段により貸与コンポストのモニターとなったとき。
- (2) 第4条に規定する対象者でなくなったとき。
- (3) 前条各号に違反したとき。
- (4) 前号に定めるもののほか、市長が貸与することが、適当でないと認めるとき。

(貸与コンポストの無償譲渡)

第14条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、第11条第1項の規定による報告後も継続して貸与コンポストの使用を希望するモニター決定者に対して、当該貸与コンポストを無償譲渡することができる。

- 2 前項の規定による譲渡を受けたモニター決定者は、大阪市小型コンポスト受領書兼誓約書(譲受時)(第6号様式)を市長に速やかに提出するものとする。

(免責)

第15条 貸与コンポストの使用に起因して生じた事故及び損害については、モニター決定者の責任において対応し、本市に対し、損害賠償その他一切の費用請求を行うことはできない。

- 2 モニター決定者は、自己の責に帰すことができない事由により貸与コンポストが破損したときは、速やかに市長に報告し、利用の継続について市と協議するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、小型コンポスト実証実験に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月24日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年12月31日限り、その効力を失う。